

山形県立新庄南高等学校 金山校 運動部活動方針

1 金山校運動部活動基本方針

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- 学校と地域が運動部活動について協働・融合して取り組む形を進められるよう検討していく。

2 運動部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日

- 平日：1日以上
- 週休日：1日以上

※下記に示す強化指定部は、休養日を週1日と設定する期間がある場合は、設定できない休養日を他の週に振り替え、年間活動計画に示す。

(2) 活動時間

- 平日：2時間程度
- 週休日等：3時間程度

※下記に示す強化指定部は、活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の延長をすることができる。

(3) 長期休業中の休養日

- ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

(4) その他

- 定期考査1週間前は部活動休止日とする。
 - 目標とする大会が上記期間にある場合は、許可申請書を提出する。
- ※生徒に過度な負担とならないように配慮すること。

3 大会参加、県外遠征等について

- 県内での大会参加等については大会等参加届（当校様式）を提出する。
- 県外での諸活動に参加する場合は、計画書（県様式）を県教育委員会に提出する。

4 年間計画及び活動実績について

- 運動部顧問は、4月中に年間活動計画を所属長へ提出する。
- 運動部顧問は、3月中に所属長へ活動実績を提出する。

5 強化指定部

- 県教育委員会及び県体育協会より強化指定を受けた部活動および学校長が強化指定と認めた部活動は、前述の方針に則り生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ活動を行い、適切な休養日を設定すること。
※設定できない休養日の振り替えは各部の年間活動計画に示す。

6 その他

- 部費の取扱については学校長承認のもと適正に運営、管理する。

※上記以外の事項については、（山形県教育委員会／学校の設置者）の方針に則って実施する。

上記方針は2019年4月8日より実施する。

策定期日：2019年3月7日